

臨海景観基本軸の景観形成基準に対する措置状況説明書
（土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 造成等	
	<p>物件の堆積は、道路その他の公共空間から見えにくい位置及び規模とし、敷地の周囲は、植栽など修景のための必要な措置を講じる。</p> <p>記載欄</p>
	<p>埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。</p> <p>記載欄</p>
	<p>法面が生じる場合は、緑化を図り、臨海部全体の環境や景観との調和を図る。</p> <p>記載欄</p>

上記以外で特に景観に配慮した事項

--